

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	武 中 孝 夫	豊岡市玉湊670番地
同	森 垣 壽 弘	同 市玉湊938番地
同	森 垣 輝 巳	同 市玉湊63番地
同	武 中 公 一	同 市玉湊605番地
同	和 田 和 人	同 市玉湊77番地
同	植 坂 語	同 市玉湊629番地
同	和 田 耕 藏	同 市引野945番地
同	小 西 明 男	同 市加陽364番地の1
同	小 松 時 夫	同 市加陽895番地
同	小 西 敏 彦	同 市加陽902番地の1
同	黒 坂 公美子	同 市加陽874番地
同	西 浦 邦 雄	同 市加陽1113番地
監 事	西 村 洋	同 市玉湊757番地
同	和 田 幸 夫	同 市玉湊68番地
同	河 本 厚 美	同 市加陽665番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	武 中 孝 夫	豊岡市玉湊670番地
同	森 垣 壽 弘	同 市玉湊938番地
同	森 垣 輝 巳	同 市玉湊63番地
同	武 中 公 一	同 市玉湊605番地
同	和 田 和 人	同 市玉湊77番地
同	和 田 耕 藏	同 市引野945番地
同	植 坂 語	同 市玉湊629番地
同	足 立 周 作	同 市加陽369番地
同	水 嶋 政 美	同 市加陽905番地
同	河 原 哲 也	同 市加陽454番地
同	河 原 正	同 市加陽676番地
同	中 嶋 隆 幸	同 市加陽1303番地
監 事	西 村 洋	同 市玉湊757番地
同	和 田 幸 夫	同 市玉湊68番地
同	水 嶋 政 浩	同 市加陽445番地



兵庫県告示第1241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成22年12月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	蓼川堰地区	平成22年12月21日から 平成23年1月14日まで	豊岡市役所



兵庫県告示第1242号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間
平成22年11月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
神戸市北区鈴蘭台西町4丁目から6丁目までの地域



兵庫県告示第1243号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路平面図データ作成）
- 2 作業期間
平成22年11月18日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域
神戸市北区一円



兵庫県告示第1244号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量（固定資産、道路台帳、都市計画））
- 2 作業期間
平成22年12月1日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市全域



兵庫県告示第1245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（3級基準点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成22年12月1日から平成23年1月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市産所町
- 2 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）

- (2) 作業期間
平成22年12月1日から平成23年1月31日まで
- (3) 作業地域
西宮市上大市2丁目ほか



兵庫県告示第1246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成22年9月15日から平成23年2月10日まで
- 3 作業地域
たつの市の一部地域



兵庫県告示第1247号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影）
- 2 作業期間
平成22年11月22日から平成23年3月31日まで
- 3 作業地域
三木市全域



兵庫県告示第 1248号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点設置）
- 2 作業期間
平成22年11月1日から同月30日まで
- 3 作業地域
神戸市西区枝吉



兵庫県告示第1249号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、平成22年12月21日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類	路 線 名	区 間	指定の部分	備考
主要地方道	姫路港線	姫路市福沢町75番地から 同 市博労町200番地まで	上下線	
一般県道	姫路停車場線	姫路市南駅前町164番1から 同 市北条口一丁目73番まで	上下線	
一般県道	生瀬門戸荘線	宝塚市伊子志3丁目15番1から 同 市小林4丁目7番69まで	上下線	



兵庫県告示第1250号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として指定した区間を次のとおり変更した。

その関係図書は、平成22年12月21日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	路 線 名	区 間		指定の部分	備考
主要地方道	本竜野停車場線	変更前	たつの市龍野町中村371番1から 同 市龍野町堂本37番まで	上下線	
		変更後	たつの市龍野町中村302番2から 同 市龍野町堂本2番1まで	上下線	



兵庫県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月21日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路明石自転車道線	明石市松江字西野105番4から 同 市林3丁目1462番17まで	旧	3.0から 7.0まで	612.0	
		新	3.0から 7.0まで	612.0	



兵庫県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年12月21日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年12月21日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	朝来市生野町円山659番4から 同 市生野町円山29番	旧	7.0から 19.0まで	382.0	
		新	12.0から 38.0まで	382.0	
県道 養 父 宍 粟 線	養父市大屋町明延字富士野谷328番13から 同 市大屋町明延字富士野谷327番2まで	旧	5.0から 10.0まで	35.0	
		新	8.0から 15.0まで	35.0	



兵庫県告示第1253号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、自転車歩行者専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成22年12月21日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
姫路明石自転車道線
- 2 指定する道路の部分
明石市松江字西野105番4から
同 市林3丁目1462番17まで
- 3 指定する日
平成22年12月21日



兵庫県告示第1254号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
変更前 平成13年9月11日から平成25年3月31日まで
変更後 平成13年9月11日から平成27年3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
平成22年12月8日



兵庫県告示第1255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。

その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成22年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

<p>第H22西播予定 0001号</p>	<p>22. 12. 2</p>	<p>たつの市新宮町平野字高町290番1の一部、 290番2の一部、291番2、292番2、294番3 及び里道の一部 同 市新宮町平野字観音田295番3、296番 2、298番6、298番7、299番3、303番4及 び里道の一部 同 市新宮町平野字野間302番3、302番4、 427番2、472番1の一部、473番1の一部、473 番2の一部、475番4の一部、476番2の一部、 476番3の一部、477番2、478番1の一部、489 番1の一部、489番4、490番の一部、491番1 の一部、491番6、523番1の一部、532番4、 533番1の一部、533番4の一部、548番2の一 部、550番3、551番5、551番6、553番1の 一部、553番7、553番22の一部、558番9、560 番1の一部、561番4の一部及び里道の一部 同 市新宮町平野字横井307番4、308番1 の一部、308番3の一部、309番1の一部、309 番2の一部、310番1の一部、312番1の一部、 314番1の一部、315番の一部、317番1の一部、 318番1の一部及び里道の一部 同 市新宮町平野字出口427番の一部及び 里道の一部</p>	<p>11. 24 ～ 11. 65</p>	<p>1, 352. 55</p>
---------------------------	------------------	---	--------------------------------	-------------------

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成22年12月21日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 大原 義弘

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立大学ポートアイランド新キャンパスプロジェクター等一式

(2) 調達物品の特質等

契約担当者が入札説明書で指定する規格、品質等を有すること。

(3) 納入期限

平成23年3月31日（木）

(4) 設置場所

神戸市中央区港島南町7丁目1番28 計算科学センタービル内 兵庫県立大学キャンパス

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿

に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
兵庫県立大学事務局学務部学術総合情報・応用情報課 担当 太田
電話 (078) 367-8616 FAX (078) 362-0650
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成22年12月21日(火)から平成23年1月4日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成23年1月18日(火)午前11時 兵庫県立大学・神戸キャンパス 中会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成23年1月17日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。
 - ア 受付期間
平成22年12月21日(火)から平成23年1月4日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - イ 受付場所
前記3(1)に同じ。
 - ウ 提出書類
機器内訳書及びカタログ等仕様の分かるもの。
 - エ 提出方法
持参又はFAXにより提出すること。
 - オ 確認の結果
平成23年1月7日(金)に入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成23年1月17日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の保険金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか総価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第375号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年12月21日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成23年2月1日（火）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

平成23年2月4日（金）から同月9日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、2月9日（水）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成23年1月5日（水）から同月19日（水）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のイに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(8) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(9) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

- (e) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (f) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者
- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通
 - イ 指導教育責任者資格者証等の写し
 - ウ 次に掲げるいずれかの書面
 - (7) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し
 - (9) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
 - (e) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し
 - (f) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書
- 7 受講手数料
新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。
- 8 受講日の携行品
筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）
- 9 その他
- (1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。
 - (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
 - (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問い合わせ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
 - (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166